



募集中!!

長期入院する児童生徒を対象に、訪問学習支援していただける方

長野県教育委員会義務教育課

教員経験者で、

応募をお待ちしております。

子どもの不安な気持ちが理解できる人、親の相談に乗れる人、長期にわたり関われる人

1 資格

- (1) 教育職員免許法にもとづく教員免許状を有し、学校教育法第 37 条、第 49 条及び第 60 条で定める校長・教頭・教諭・講師の教職経験を有する者
- (2) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない者
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・長野県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 支援対象児童生徒・職務内容・報酬

- (1) 長期入院児童生徒訪問支援の支援対象は、小・中・義務教育学校に在籍する次の児童生徒です。
 - ・院内学級のない病院に長期入院（入院期間が概ね 1 ヶ月以上）している児童生徒
 - ・長期入院後、医療上の指示により長期間自宅療養（自宅療養期間が概ね 1 ヶ月以上）する必要がある児童生徒
- (2) 職務内容は次のとおりです。

支援対象の児童生徒、その保護者、主治医等医療関係者及び学校長等学校関係者と連携して、病院等を訪問し、ベットサイド学習を行います。また、復学に向けた相談支援も行います。
- (3) 報酬は、1 病院 1 回訪問で 2,820 円（別途交通費は、1 日一往復 2,610 円を上限として支給）で毎月の訪問実績に応じて支給されます。1 回の訪問時間は子ども達の状態に配慮し、1 時間から 2 時間程度を目安にします。1 週間に 2～3 回の訪問をお願いします。

3 応募方法

申込書（長期入院児童生徒訪問支援員登録申込書）を義務教育課又は最寄りの教育事務所あて提出してください。

様式は <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/gimukyo/gakko/sonota/nyuin.html>（県ホームページ）に掲載しております。希望者には郵送でもお送りいたします。

登録に際しては、必要に応じて面接いたしますので、その際にはご協力をお願いいたします。

〈提出先〉〒380-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）長野県庁義務教育課、又は各教育事務所に提出してください。

担当：義務教育課 桂本 和弘（課長） 河西 巧（担当）
代表：026 (232) 0111 内線(4340) 直通：026 (235) 7426
F A X：026 (235) 7494 メール：gimukyo@pref.nagano.lg.jp